

建設業許可に関するよくある質問と回答

皆様から問い合わせいただくことが多い内容について、回答をまとめています。

建設業許可申請の手引（申請手続編）（申請書記載例編）と併せて

申請の参考としていただきますよう、お願いいたします。

なお、回答内容は愛知県知事許可における、一般的な事例についてのものであるため、

申請者の個別事情や他の項目との関連で回答例が変わる場合があります。

また、他の都道府県と取扱いが異なることもありますので、ご注意ください。

愛知県 都市・交通局 都市基盤部
都市総務課 建設業・不動産業室

【目 次】

建設業許可全般について

- Q1-1 建設業を営むには必ず許可が必要なのですか？
- Q1-2 軽微な工事（建設業許可が不要な工事）とはどのような工事ですか？
- Q1-3 建築工事業の許可があれば全ての建築工事が行えますか？
- Q1-4 附帯工事とはどのようなものですか？
- Q1-5 一般建設業許可と特定建設業許可とはなんですか？
- Q1-6 「国土交通大臣許可」（大臣許可）と「知事許可」とはなんですか？
- Q1-7 「主たる営業所」「従たる営業所」とはなんですか？
- Q1-8 常時建設工事の請負契約を締結する事務所とはどのようなものですか？
- Q1-9 申請手数料はいくらですか？
- Q1-10 申請してから許可を受けるまでにはどのくらい期間がかかるのですか？
- Q1-11 申請に申請者や代理作成した行政書士の押印は必要ですか？
- Q1-12 愛知県知事許可の申請書等はどこに提出すればいいのですか？
- Q1-13 窓口が開いている時間を教えてください。
- Q1-14 郵送で申請書等を提出することはできますか？
- Q1-15 許可には有効期間がありますか？
- Q1-16 許可通知書を再発行してもらうことはできますか？

新規申請等について

- Q2-1 【様式1】主たる営業所が法人の登記の住所や個人事業主の住民票の住所と異なる場合は、何を記載したらよいのですか？
- Q2-2 【様式2】工事経歴書の小計・合計欄はどのような数字を記載したらよいのですか？
- Q2-3 【様式7】経營業務の管理責任者とはどんな人ですか？
- Q2-4 【様式7】経營業務の管理責任者は他社の役員との兼務は可能ですか？
- Q2-5 【様式7】常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書（様式第7号）の証明は誰に証明してもらうのですか？
- Q2-6 【様式7】建設会社の監査役として5年以上の経験があるが、経營業務の管理責任者になることはできますか？
- Q2-7 【様式7】経營業務の管理責任者に準ずる地位にある者（経營業務を執行する権限の委任を受けた者に限る。）として経營業務を管理した経験とはなんですか？
- Q2-8 【様式7】経營業務の管理責任者に準ずる地位にある者として経營業務の管理責任者を補佐する業務に従事した経験（補佐経験）とはなんですか？

- Q2-9 【様式7】経營業務の管理責任者の経験確認資料として、工事請負契約書が無く、注文書しか無い場合はどうすればよいですか？
- Q2-10 【様式7-3】健康保険等の加入状況について、加入義務のある従業員が全て保険等に加入していなければ、未加入となるのですか？また、未加入の場合は許可がされないのですか？
- Q2-11 【様式7-3】健康保険等の加入状況について、加入義務があるのかないのかわからない場合はどうすればよいのですか？
- Q2-12 【様式8】営業所技術者等とはどんな人ですか？
- Q2-13 【様式8】営業所技術者等になれる資格はどんなものがありますか？
- Q2-14 【様式8】他会社からの出向社員を営業所技術者等とすることはできますか？
- Q2-15 【様式8】複数の業種を一人の営業所技術者等で担当できますか？
- Q2-16 【様式7・8】経營業務の管理責任者や営業所技術者等の常勤性の確認書類はどのようなものを用意すればよいのですか？
- Q2-17 【様式7・8】経營業務の管理責任者及び営業所技術者等は、営業所から遠方に居住している者でもなることはできますか？
- Q2-18 【様式7・8・12】法人の役員や営業所技術者等が、住民票の住所と別の住所に居住している場合、住所の欄はどのように書けばよいですか？
- Q2-19 【様式7・9】以前勤めていた会社が倒産しました。経營業務の管理経験や実務の経験の証明者はどうすればよいですか？
- Q2-20 【様式9】実務の経験とはどのようなものですか？
- Q2-21 【様式9】実務経験証明書はどのように記載し証明を受けたらよいのですか？
- Q2-22 【様式9】電気工事業及び消防施設工事業において、資格がなければ従事できない工事を無資格で従事した経験は、実務経験として認められますか？
- Q2-23 【様式9】解体工事業において、必要となる業種の建設業許可または解体工事業登録を受けていない事業者で従事した工事の経験は、実務経験として認められますか？
- Q2-24 【様式10】特定建設業の許可の営業所技術者に必要な指導監督の実務経験とはなんですか？
- Q2-25 【様式11】令第3条の使用人とはどんな人ですか？
- Q2-26 【様式15】特定許可の財産要件について、直前決算で資本金の項目のみ満たされておられません。申請までに増資すればよいですか？
- Q2-27 【様式15~19】法人設立直後で決算を迎えておらず工事実績もありますが、「工事経歴書」や「直前3年の各事業年度における工事施工金額」、「財務諸表」はどのように書けばよいのですか？

- Q2-28 【様式 15 他】新規許可申請書には直前決算の財務諸表等を添付する必要がありますが、事業年度末日から間もないため、書類が作成できません。前々決算の内容で作成してもよいですか。
- Q2-29 【その他】建設業許可通知書を郵送ではなく、手渡しで受け取ることはできますか？
- Q2-30 【その他】解体工事業登録を受けているが、今回、解体工事業（もしくは、土木一式、建築一式）の建設業許可を受けました。解体工事業登録においてなにか手続きが必要ですか？

更新・業種追加について

- Q3-1 更新の申請はいつから、いつまでできますか？
- Q3-2 建設業の許可の有効期間を過ぎてしまったのですが、更新はできますか？
- Q3-3 更新の申請にあたって必要な書類は何ですか？
- Q3-4 更新に合わせて業種追加も1つの申請書にまとめて申請したいのですが、どうすればよいのですか？
- Q3-5 一般建設業の新規許可を受けて3年後に業種追加の申請をしたいのですが、財産要件の確認を省略できますか？
- Q3-6 更新手続きを忘れてしまいました。改めて、新規申請をする場合は、財産要件の確認を省略してもらえますか？
- Q3-7 特例浄化槽工事業の登録を受けているが、建設業の更新申請を行った場合、何か手続きが必要ですか？
- Q3-8 【様式 1】「許可の有効期間の調整」とはなんですか？
- Q3-9 【様式 8】業種追加の申請をするのですが、営業所技術者等の資格免状の原本の提示は必要ですか？
- Q3-10 【様式 8】監理技術者資格者証の有効期限が切れていても、資格や実務経験は認められますか？
- Q3-11 【様式 8】技術検定試験に合格しましたが、合格証明書を受領した後でないとその資格の営業所技術者等として許可申請はできませんか？
- Q3-12 【参考様式】営業所の確認資料は更新申請の場合も必要ですか？

変更届出について

- Q4-1 申請している内容に変更があったときは、どのような届出が必要ですか？
- Q4-2 【役員等】新たに役員に就任した者がいますが、何を提出すればよいのですか？
- Q4-3 【役員等】新たな役員の就任の変更届と同時に申請書類（更新や業種追加など）を提出する場合、添付する後見等登記事項証明書の証明書や身元証明書は、1枚提出すればいいですか？

- Q4-4 【役員等】役員を辞任、退任した者がいますが何を提出すればよいのですか？
- Q4-5 【役員等・営技】役員や営業所技術者等の住所が変更になりましたが、変更届出書は必要ですか？
- Q4-6 【役員等・営技】経營業務の管理責任者や営業所技術者等を変更したとき、どのような届出が必要ですか？
- Q4-7 【役員等・営技】経營業務の管理責任者や営業所技術者等を変更しましたが、変更届の提出を怠っていました。更新申請に現在の状況を記載すれば、変更届の提出を省略できますか？
- Q4-8 【営技】現在、1つの資格で複数の業種の営業所技術者等となっていますが、担当する業種を減らす届出をする場合、再度資格証の写しの添付は必要ですか？
- Q4-9 【営業所】営業所を新設したときは、どのような手続が必要ですか？
- Q4-10 【その他】電話番号を変更しましたが、どのような手続が必要ですか？

事業年度終了届出について

- Q5-1 事業年度終了届出書とはなんですか？
- Q5-2 株式会社（特例有限会社をのぞく）が事業年度終了届に添付する事業報告書の様式はどのようなものですか？
- Q5-3 事業年度終了届出書の様式第2号「工事経歴書」における許可業種の振り分けについて、公共工事を受注した場合は、発注業種で振り分ければよいですか？
- Q5-4 様式第2号「工事経歴書」の工事名の欄は、契約書記載の工事名を記載すればよいですか？

廃業届出について

- Q6-1 全部廃業の届を提出したいのですが、事業年度終了届や変更届に未提出のものがあります。廃業届だけ受け付けてもらえますか？
- Q6-2 許可業種のうち一部の業種をやめたときは、どのような届出が必要ですか？
- Q6-3 許可が失効してしまいました。廃業届を提出する必要はありますか？

その他

- Q7-1 許可申請書は閲覧できますか？
- Q7-2 建設業者に行政処分がないか知りたいのですが。
- Q7-3 入札参加資格申請に関して質問があるのですが。
- Q7-4 大臣許可の申請はどうすればよいのですか？
- Q7-5 個人事業から法人成りする予定なのですが、どのような手続は必要ですか？
- Q7-6 受付済みの申請書や届出書の内容に誤りがあったので修正したいのですがどうすればよいのですか？

建設業許可全般について

Q1-1 建設業を営むには必ず許可が必要なのですか？

A1-1 以下の**軽微な建設工事のみ**を請け負う者については、建設業の許可を必要としていません。なお、建設業法では、「建設業者＝建設業許可業者」と「建設業を営む者＝許可を受けている・許可を受けていないを問わず、全ての建設業を営む者」に用語を使い分けています。

Q1-2 軽微な工事（建設業許可が不要な工事）とはどのような工事ですか？

A1-2 以下のとおりです。

軽微な工事（建設業許可が不要な工事）

○ 建築一式工事で、以下の①、②のいずれかに該当する場合

① 1 件の請負代金が 1,500 万円未満の工事

② 請負代金の額にかかわらず、木造住宅で延べ面積が 150 m²未満の工事

○ 建築一式工事以外の工事で、1 件の請負契約が 500 万円未満の工事

※いずれの場合も消費税及び地方消費税を含めた額で判断します。

※金額の算定には、**発注者又は元請負人が提供した材料価格や運送費**も含まれます。

軽微な工事は建設業許可なくして請け負うことができますが、建設業法施行令第一条の二第2項で、「同一の建設業を営む者が工事の完成を二以上の契約に分割して請け負うときは、各契約の請負代金の額の合計額とする。ただし、正当な理由に基いて契約を分割したときは、この限りでない。」とされているので、ご注意ください。

なお、軽微な工事であっても、以下のように、**行政庁へ登録**する必要がある工事もあります。

解体工事業者登録（愛知県所管課：建設業・不動産業室建設業第二G）

浄化槽工事業者登録（愛知県所管課：建設業・不動産業室建設業第二G）

登録電気工事業者（愛知県所管課：防災安全局防災部消防保安課産業保安室
電気・火薬G）

⇒ 手続きの詳細は各所管課のWebページ等をご確認ください。

Q1-3 建築工事業の許可があれば全ての建築工事が行えますか？

A1-3 **個別の専門工事の施工は建築工事業の許可では行えません。**

・建築一式工事は、「総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事」であり、個別の専門工事を行うには、それに対応した業種の許可が必要です。

- ・複数業種が関わる工事が必ず一式になるわけではありません。（多くは附帯工事。）
- ・原則として、建築一式工事に当たるのは、主なものとして、新築工事のような大規模な工事が該当します。

Q1-4 附帯工事とはどのようなものですか？

A1-4 建設工事は単独の工事業種で行える工事が少なく、複数の工事業種が関わる事がほとんどです。建設業法の許可制度では、請負内容の主たる目的に付随して生じる従たる工事を附帯工事として、主たる工事業種の許可を持っていれば附帯工事も請け負ってよいこととしています。

- ・附帯工事に該当するかどうかは、建設工事の注文者の利便、建設工事の請負契約の慣行等を基準とし、当該建設工事の準備、実施、仕上げ、機能の保持等に当たり一連又は一体の工事として施工することが必要又は相当と認められるか否かを総合的に検討して判断します。
- ・附帯工事の事例としては、エアコン設置工事（管工事業）に伴う電源工事（電気工事業）などです。

Q1-5 一般建設業許可と特定建設業許可とはなんですか？

A1-5 建設業を営む者は、以下のとおり許可を受ける必要があります。

<許可の区分>

一般建設業許可 : 軽微な建設工事のみを請け負って営業する場合を除き、建設業を営もうとする者。

特定建設業許可 : 発注者から直接工事を請け負い、かつ 5,000 万円以上（建築一式工事の場合は 8,000 万円以上）を下請契約して工事を施工する者。

※建設業に該当しない業務（建築資材の売買契約等）は、判断の対象外となります。（軽微な工事とは異なる考え方のため注意）

※特定建設業の許可が必要になるのは元請業者のみであり、一次下請以下で工事契約を行う場合には、このような制限はありません。

- ・29ある業種について、業種別に許可を受けることとなります。
- ・一般建設業と特定建設業のどちらも発注者から請け負うことができる金額に制限はありません。
- ・同一の建設業者の方が、ある業種では一般建設業の許可を、別の業種では特定建設業の許可を受けることは差し支えありません。しかし、一つの業種について、一般建設業と特定建設業の両方の許可を受けることはできません。

- ・営業所ごとに許可するものではありませんので、一つの業種について、ある営業所では特定建設業、別の営業所では一般建設業の許可を受けて営業することはできません。

Q1-6 「国土交通大臣許可」（大臣許可）と「知事許可」とはなんですか？

A1-6 営業所の設置状況により、許可申請を受ける行政庁が異なります。

＜大臣許可と知事許可の違い＞

大臣許可 : 2以上の都道府県に営業所を設けて建設業を営もうとする方

知事許可 : 愛知県内にのみ営業所を設けて建設業を営もうとする方

※同一の建設業者が、大臣許可と知事許可の両方の許可を受けることはできません。

- ・大臣許可と知事許可の区分は、建設業の営業所の設置の状況によるものですので、どちらの許可であっても、建設工事を施工する場所についての制限はありません。
- ・大臣許可については、国土交通省中部地方整備局 建政部建設産業課（電話番号 052－953－8572）に問い合わせてください。

Q1-7 「主たる営業所」「従たる営業所」とはなんですか？

A1-7 営業所とは、本店又は支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所のことをいいます。本店又は支店が、常時建設工事の請負契約を締結する事務所でない場合であっても、他の営業所に対し請負契約に関する指導監督を行う等建設業に係る営業に実質的に関与するものである場合には、営業所に該当します。

「主たる営業所」とは、建設業を営む営業所を統轄し、指揮監督する権限を有する一カ所の営業所のことを指します。「従たる営業所」とは、その他の常時建設工事の請負契約を締結する事務所を指します。

- ・単なる連絡事務所や建設工事以外の事業（兼業事業）を行う営業所は、建設業許可申請における営業所とは見なされません。
- ・許可を受けた業種については、軽微な建設工事のみを請け負う場合であっても、届出をしている営業所以外においては、当該業種について営業することはできません。

Q1-8 常時建設工事の請負契約を締結する事務所とはどのようなものですか？

A1-8 契約締結手続きを行う事務所はもちろんのこと、請負契約の見積り、入札、狭義の契約締結等請負契約の締結に係る実体的な行為を行う事務所をいいます。契約書の名義人が当該事務所を代表する者であるか否かは問いません。

Q1-9 申請手数料はいくらですか？

A1-9 知事許可の申請手数料は、許可を申請する業種の数にかかわらず、新規申請 9 万円、更新、業種追加はともに 5 万円です。

- ・一般建設業許可と特定建設業許可は、許可の区分が異なるため、それぞれ手数料が必要です。
- ・窓口にて愛知県証紙またはキャッシュレス決済により手数料を納めていただきます。ただし、建設業許可・経営事項審査電子申請システム (JCIP) により申請した場合は、電子収納をすることが可能です。証紙の購入場所については、以下の URL を参考にしてください。
- ・一般建設業許可のみを持っていて、新たに特定建設業許可を申請する場合、あるいは特定建設業許可のみを持っていて、新たに一般建設業許可を申請する場合は、「業種追加」ではなく「新規申請 (般・特新規)」となるため、手数料は 9 万円です。

※愛知県収入証紙購入場所

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kaikei/0000006654.html>



Q1-10 申請してから許可を受けるまでにはどのくらい期間がかかるのですか？

A1-10 本県では、「仮受付」でいったん書類をお預かりし、書類不備等の補正を行った後、手数料を納めていただく「本受付」の 2 段階で受付を行っています。許可通知書発行までは、本受付してから概ね 30 日程度です。

Q1-11 申請に申請者や代理作成した行政書士の押印は必要ですか？

A1-11 ほとんどの書類は押印不要です。ただし、行政書士の方が書類を作成された場合は、行政書士法施行規則第 9 条の規定により、申請書等欄外に記名押印が必要です。

<参考：行政書士法施行規則 抜粋>

(書類等の作成)

第九条 行政書士は、法令又は依頼の趣旨に反する書類を作成してはならない。

2 行政書士は、作成した書類に記名して職印を押さなければならない。

Q1-12 愛知県知事許可の申請書等はどこに提出すればいいですか？

A1-12 主たる営業所の所在地を管轄する建設事務所等に提出してください。

Q1-13 窓口が開いている時間を教えてください。

A1-13 月曜日～金曜日 (土、日、祝日及び年末年始を除く)

受付時間は、午前が 9 時～11 時 30 分、午後が 13 時～16 時 30 分です。

Q1-14 郵送で申請書等を提出することはできますか？

A1-14 郵送で提出することは可能です。詳しくは、愛知県のWebページ上『4. 許可の申請手続』をご確認ください。

※4. 許可の申請手続について

<https://www.pref.aichi.jp/site/kensetsugyo-fudosangyo/shinsei.html>



Q1-15 許可には有効期間がありますか？

A1-15 建設業許可の有効期間は5年間で、許可のあった日から5年目の許可があった日に相当する日の前日までです。更新の申請は、有効期限の3か月前から書類の提出を受け付けています。

・有効期間の満了日が日曜日等の閉庁日であっても、その日が許可の満了日となりますので、ご注意ください。

Q1-16 許可通知書を再発行してもらうことはできますか？

A1-16 建設業の許可通知書の再発行はできません。

・建設業の許可を受けていることや許可の業種を証明するものとして、許可を受けている方からの申請により許可証明書を発行しております。（愛知県知事許可業者の方に限ります。）許可証明申請書を窓口にご持参ください。

【手数料】 証明書1通につき400円

【窓口】 主たる営業所の所在地を管轄する建設事務所等

■申請者が本人であることを確認します。以下の書面等をお持ちください。

1. 許可通知書、許可申請書副本、届出書副本のいずれかの原本（提示）
2. 1が提示できない場合
 - ア 事業所名が確認できる書類等（名刺、社員証等）を提示（代表者以外の方でも可）
 - イ アが提示できない場合
 - ① 【法人】登記事項証明書（3か月以内）＋登記事項証明書に記載のある役員の運転免許証等を提示
 - ② 【個人事業主】事業主本人の運転免許証等身分を確認できるものを提示

※行政書士による提出の場合は、委任状を添付の上、様式（右下余白）に記名・職印（所属する行政書士会に届け出たもの）の押印が必要です。

なお、下記 URL にある国土交通省の『建設業者・宅建業者等企業情報検索システム』で、建設業許可情報（許可番号、商号又は名称、代表者氏名、所在地、許可有効期限、許可を受けた建設業の種類等）を常時、確認・出力することが可能ですのでご利用ください。

<https://etsuran2.mlit.go.jp/TAKKEN/kensetuKensaku.do?outPutKbn=1>

The screenshot displays the '建設業者 検索' (Construction Company Search) page. The header includes the Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism logo and the system name. The main search area contains several input fields: '商号又は名称 (全角カナ検索)' (Company Name in Kana), '商号又は名称 (漢字検索)' (Company Name in Kanji), '許可番号' (License Number), '所在地検索指定' (Location Search Specification), '業種指定' (Industry Specification), and '営業所キーワード' (Office Keyword). There are also dropdown menus for '許可番号' and '所在地検索指定'. The page includes a '検索' (Search) button and a 'クリア' (Clear) button. A '補足説明' (Additional Explanation) section at the bottom provides details about the search results and the system's functionality.

新規申請等について

Q2-1 【様式1】主たる営業所が法人の登記の住所や個人事業主の住民票の住所と異なる場合は、何を記載したらよいですか？

A2-1 許可申請書の申請者及び証明者として記載する住所は、法人の場合は登記されている所在地、個人事業主の場合は住民票の住所を記載します。

※変更届等の届出者欄の場合

- ・変更届や事業年度終了届等の届出者欄や申請書表紙の所在地又は住所欄には、主たる営業所の所在地を記載してください。
- ・ただし、廃業届に関しては、法人の場合は登記上の所在地を、個人の場合は住民票の住所を記載してください。

Q2-2 【様式2】工事経歴書の小計・合計欄はどのような数字を記載したらよいのですか？

A2-2 小計欄については、そのページに実際に記載した完成工事の件数とその合計金額を記載してください。

- ・合計欄については、業種ごとの事業年度全体の完成工事の件数とその合計金額を記載してください。
- ・なお、この合計欄の請負代金の額は、様式第3号の直前3年の各事業年度における工事施工金額の業種ごとの計と一致します。
- ・また、各工事の請負代金を千円未満切捨てて記載した場合、合計金額の欄には円単位で各工事の請負代金を合計した額を千円未満切捨てて記載しますので、記載されている千円単位の各工事の請負代金を足した数字と、合計金額が合わないことがあります。例えば、105,500円と120,900円の工事は、請負代金の欄に105千円と120千円と記載しますが、小計欄は226千円と記載します（225千円ではありません）。

Q2-3 【様式7】経營業務の管理責任者とはどんな人ですか？

A2-3 「経營業務の管理責任者」とは、営業取引上対外的に責任を有する地位にあり、建設業の経營業務について総合的に管理した経験を有する者で、常勤であることが必要です。

- ・経營業務の管理責任者の要件や在籍確認のための提示・添付書類等については、建設業許可申請の手引（申請手続編）をご覧ください。

Q2-4 【様式7】経營業務の管理責任者は他社の役員との兼務は可能ですか？

A2-4 経營業務の管理責任者は許可を受けようとする営業体において「常勤」でなければなりません。仮に勤務場所が同じであっても、他社の常勤役員との兼務は認められません。

Q2-5 【様式7】常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書（様式第7号）の証明は誰に証明してもらうのですか？

A2-5 原則として、当該経験期間における使用者（法人の場合は当該法人の代表者、個人事業主の場合は本人）の証明が必要となります（使用者の建設業許可の有無は問いません）。使用者の証明を得ることができない場合は、現在建設業許可を有する第三者の証明が必要となります。

- ・なお、更新の許可申請の場合や、既に受理された様式7号の副本等を示した者については、既に証明済みである者のため、申請者自身が証明者となることができます。
- ・第三者による証明の場合、証明者の欄に建設業許可番号及び連絡先電話番号を記載してください。
- ・第3者による証明の場合、証明内容について、当該第3者の十分な理解と了承を得た上で証明を受けてください。

Q2-6 【様式7】建設会社の監査役として5年以上の経験があるが、経營業務の管理責任者になることはできますか？

A2-6 監査役の経験で経營業務の管理責任者となることはできません。

Q2-7 【様式7】経營業務の管理責任者に準ずる地位にある者（経營業務を執行する権限の委任を受けた者に限る。）として経營業務を管理した経験とはなんですか？

A2-7 取締役会設置会社として登記された法人において、取締役会の決議を経て、常勤役員に次ぐ立場として、建設業の経營業務の執行に関し具体的な権限委譲を受けた執行役員などに任命され、経營業務を管理した経験のことをいいます。

- ・建設業に関する常勤役員等として経營業務の管理責任者としての経験の審査に比べ、確認資料が多く必要となりますので、建設業許可申請の手引（申請手続編）に記載された確認資料をご用意の上、事前に管轄申請窓口までご相談ください。

Q2-8 【様式 7】経營業務の管理責任者に準ずる地位にある者として経營業務の管理責任者を補佐する業務に従事した経験（補佐経験）とはなんですか？

A2-8 常勤役員等に次ぐ立場にあつて、経營業務全般（建設業に関する建設工事の施工に必要とされる資金の調達、技術者及び技能者の配置、下請業者との契約の締結等）について、従事した経験のことをいいます。

- ・建設業に関する常勤役員等として経營業務の管理責任者としての経験の審査に比べ、確認資料が多く必要となりますので、**建設業許可申請の手引（申請手続編）**に記載された確認資料をご用意の上、**事前に管轄申請窓口までご相談**ください。

Q2-9 【様式 7】経營業務の管理責任者の経験確認資料として、工事請負契約書が無く、注文書しか無い場合はどうすればよいですか？

A2-9 建設工事の請負契約の締結に際しては、建設業法第 19 条に規定されている事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければなりません。したがって、原則、工事請負契約書により経營業務の管理責任者の経験を確認していますが、注文書しかない場合は、注文書と入金が明確に分かるもの（「通帳」又は「預金取引明細票」等第三者機関が発行したもの）の写しを提出してください。

- ・注文書以外に、請書控え、請求書の控えも同様の取扱いとします。（見積書は工事内容の確認のため求める場合がありますが、請負確認資料として用いることはできません。）

※押印を求める手続の見直しに伴い、経験内容（請負実績）確認に用いていた『発注証明書』は廃止しました。

Q2-10 【様式 7－3】健康保険等の加入状況について、加入義務のある従業員が全て保険等に加入していなければ、未加入となるのですか？また、未加入の場合は許可がされないのですか？

A2-10 加入しているかどうかの確認は、従業員ごとではなく、事業所ごとに確認をしますので、一部加入していない従業員がいても、事業所として加入していれば、加入有の「1」を記載してください。

- ・令和 2 年 10 月 1 日に改正建設業法が一部施行され、『適正な社会保険に加入していること』が許可要件になりましたので、令和 2 年 10 月 1 日以降受付分の申請から、全ての申請について適正な社会保険に加入していない場合は許可をすることができませんのでご注意ください。

Q2-11 【様式7-3】健康保険等の加入状況について、加入義務があるのかないのかわからない場合はどうすればよいのですか？

A2-11 加入義務については、健康保険（協会けんぽ）と厚生年金については年金事務所へ、雇用保険についてはハローワーク（公共職業安定所）へ問い合わせください。

- ・加入義務を確認したうえで、加入義務がない場合は「2」を記載してください。加入義務があるのに加入していない場合は許可をすることができません。

Q2-12 【様式8】営業所技術者等とはどんな人ですか？

A2-12 営業所技術者等とは、建設工事に関する請負契約の適正な締結及びその履行を確保するために営業所に常勤して専ら職務に従事することを要する者です。

Q2-13 【様式8】営業所技術者等になれる資格はどんなものがありますか？

A2-13 建設業許可申請の手引（申請手続編）に記載された表6「技術者資格免状及び資格コード」をご確認ください。

Q2-14 【様式8】他の会社からの出向社員を営業所技術者等とすることはできますか？

A2-14 出向社員であっても、常勤性が確認できれば営業所技術者等として認められます。

- ・常勤性の確認資料の例示としては、出向協定書と出向元の保険証などです。
- ・なお、現場配置技術者は原則出向者の配置が認められませんので、ご注意ください。

Q2-15 【様式8】複数の業種を一人の営業所技術者等で担当できますか？

A2-15 必要な資格などがあれば、一人で複数業種の営業所技術者等になることができます。

Q2-16 【様式7・8】経營業務の管理責任者や営業所技術者等の常勤性の確認書類は、どのようなものを用意すればよいのですか？

A2-16 申請時直近の健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写しが必要です。当該資料がない場合は、建設業許可申請の手引（申請手続編）の「確認資料」や申請書の（裏表紙）に記載されている資料を持参してください。

- ・個別の事情により追加の資料を用意していただく場合があります。

Q2-17 【様式7・8】経營業務の管理責任者及び営業所技術者等は、営業所から遠方に居住している者でもなることはできますか？

A2-17 どちらも「常勤性」が要件となっているため、認められないことがあります。

※ 常勤性が認められない可能性のある事例

ア 住所が勤務する営業所所在地から遠距離にあり、社会通念上、毎日の通勤が困難であると考えられる場合。

イ 他の業者の経營業務の管理責任者や営業所技術者等である場合。

ウ 建築士事務所を管理する建築士や宅地建物取引業者の専任の取引士等、他の法令により専任を要するとされている者。ただし、同一企業の同一営業所である場合は兼任も可能。

(※宅地建物取引業者の専任の取引士は、登記上の本店勤務が要件のため、建設業許可の営業所が登記上の本店と異なる場合は違反となりますので、ご注意ください。)

Q2-18 【様式7・8・12】法人の役員や営業所技術者等が、住民票の住所と別の住所に居住している場合、住所の欄はどのように書けばよいですか？

A2-18 住民票の住所を記載した上で、現に居住している所在地を居所として併記します。

・経營業務の管理責任者や営業所技術者等の方は、居住の実態を確認するため、本人宛ての公共料金の請求書などの写しが必要です。

Q2-19 【様式7・9】以前勤めていた会社が倒産しました。経營業務の管理経験や実務の経験の証明者はどうすればよいですか？

A2-19 本人の経營業務の管理経験や実務経験について証明しうる、建設業の許可を現在有する第3者が証明者となります。(許可番号と連絡先電話番号の記載が必要です。)

・第3者による証明の場合、証明内容について、当該第3者の十分な理解と了承を得た上で証明を受けてください。

Q2-20 【様式9】実務の経験とはどのようなものですか？

A2-20 以下のとおりです。

◇実務経験の考え方◇

- ① 実務の経験とは、建設工事の施工に関する技術上のすべての職務経験のことをいいますので、建設工事の発注に当たって設計技術者として設計に従事したり、現場監督技術者として監督に従事した経験、土工及びその見習いに従事した経験なども含めることができますが、単なる建設工事の雑務の経験や、庶務経理事務の経験などは含めることはできません。
- ② 営業所技術者等になるための実務の経験の期間は、具体的に実務に携わった期間を積み上げて計算します。複数の業種を重複して計算することはできません。（例：10年の実務経験が必要な業種について、2業種の営業所技術者等になるためには最低20年の実務経験が必要です（2業種の経験割合が均等の場合）。例外として、業種の組み合わせによっては、必要年数が緩和される場合がありますので、詳細は「建設業許可申請の手引（申請手続編）」をご覧ください。
- ③ 通常休日とされている日を除いて全ての日に建設業の実務に携わり10年間経過することで「10年間の実務経験」といえます。
- ④ すでに、他業種の営業所技術者等になっている場合は、営業所技術者等としての業務期間、提出されている実務経験証明書、事業年度終了届による請負実績を考慮して実務の経験年数を確認しますので、これらの書類との整合性にご注意ください。

Q2-21 【様式9】実務経験証明書はどのように記載して証明を受けたらよいのですか？

A2-22 実務経験証明書には、直近の年から、暦年（1月から12月）ごとに従事した工事内容を具体的に1件記載し、証明を受けてください。

Q2-22 【様式9】電気工事業及び消防施設工事業において、資格がなければ従事できない工事を無資格で従事した経験は、実務経験として認められますか？

A2-22 認められません。資格が無ければ従事できない工事については、資格を得た後に従事した工事のみ実務経験として認定します。

- ・実務経験証明書には、資格が無くても従事できる工事については、記載できますが、実務経験を認定するにあたっては、各法令を遵守した作業内容であったか確認できる資料を求めることになります。また、その作業内容が単なる部品交換やメンテナンス、整備等でないことが必要です。

Q2-23 【様式 9】解体工事業において、必要となる業種の建設業許可または解体工事業登録を受けていない事業者で従事した工事の経験は、実務経験として認められますか？

A2-23 認められません。必要となる業種の建設業許可や解体工事業登録を持つ事業者で従事した解体工事のみ実務経験として認定します。

- ・建設リサイクル法（平成 13 年 5 月 30 日）施行後、平成 13 年 12 月 1 日以降に行う解体工事は、軽微な建設工事であっても同法に基づく解体工事業登録が必要です。
- ・改正建設業法（平成 28 年 6 月 1 日）施行後、従来の建設業法では「とび・土工工事業」に含まれていた工作物の解体を「解体工事業」として独立・追加され、軽微な工事でない解体工事業を営む者は、解体工事業の許可が必要となりました。ただし、平成 28 年 6 月 1 日以前から継続してとび・土工工事業の許可を受けているものは、令和元年 5 月 31 日までは、解体工事業の許可を受けずに解体工事を施工することが可能となる経過措置が適用されました。

Q2-24 【様式 10】特定建設業の許可の営業所技術者に必要な指導監督の実務経験とはなんですか？

A2-24 発注者から直接請け負う工事（元請工事）1 件の建設工事代金の額が 4,500 万円以上で、2 年以上の指導監督的な実務経験をいいます。

- ・「指導監督的な実務経験」とは、建設工事の設計又は施工の全般について、工事現場主任者又は工事現場監督者のような資格で工事の技術面を総合的に指導監督した経験をいいます。
- ・また、実務の経験の期間は、具体的に携わった建設工事に係る経験期間を積み上げ合計して得た期間です（経験期間が重複しているものは二重に計算しません。なお、平成 28 年 5 月 31 日までにとび・土工工事業許可で請け負った解体工事に係る実務の経験の期間については、平成 28 年 6 月 1 日以降、とび・土工工事業及び解体工事業双方の実務の経験の期間として二重に計算できます。）。
- ・なお、指定建設業（土、建、電、管、鋼、舗、園）については、指導監督的な実務経験では、特定営業所技術者になることはできません。（1 級の国家資格や、国土交通大臣の認定等が必要。）

Q2-25 【様式 11】令第 3 条の使用人とはどんな人ですか？

A2-25 法人等の代表権者から、見積や契約締結・入札参加等の委任を受けている支店や営業所の代表者（支店長や営業所長等）を指します。また、個人事業主のもとで、支配人登記された方も該当します。

- ・この使用人は、法人の役員等と同様、建設業法第 8 条に規定する欠格要件に該当する者はありません。

Q2-26 【様式 15】特定許可の財産要件について、直前決算で資本金の項目のみ満たされて
おりません。申請までに増資すればよいですか？

A2-26 お見込みのとおり、申請時に確認する法人登記で増資が確認できれば要件を満たす
こととなります。なお、法人設立直後で決算を迎えていない場合には創業時における
財務諸表により判断します。

Q2-27 【様式 15～19】法人設立直後で決算を迎えておらず、工事实績ありませんが、「工
事経歴書」や「直前 3 年の各事業年度における工事施工金額」、「財務諸表」はどのよう
に書けばよいのですか？

A2-27 工事経歴書は、(建設工事の種類)欄を記載し、余白に「該当工事なし」又は「決算
未到来」と記載してください。「直前 3 年の各事業年度における工事施工金額」には、
建設工事の種類を記載し、余白に「決算未到来」と記載してください。

- ・また、「貸借対照表」については、(会社名)欄を記載し、開始貸借(様式第 15 号左
上の日付は法人設立日となります)を記載します。「損益計算書」「株主資本等変動計
算書」「注記表」については、(会社名)欄及び「決算未到来」を記載してください。

Q2-28 【様式 15 他】新規許可申請書には直前決算の財務諸表等を添付する必要がありますが、
事業年度末日から間もないため、書類が作成できません。前々決算の内容で作成
してもよいですか。

A2-28 建設業法では新規申請書には直前決算の状況を提出することとされていますが、愛
知県では、事業年度末から 4 か月以内の申請(本受付)については、前々年度決算での
提出も認めております。ただし、許可取得後に、直前決算に係る事業年度終了届を提出
していただいております。

もしこの扱いにより難しい場合は、法令どおり直前決算での提出をお願いします。

Q2-29 【その他】建設業許可通知書を郵送ではなく、手渡しで受け取ることはできますか？

A2-29 原則、営業所確認のために建設業許可通知書は主たる営業所へ簡易書留にて郵送し
ています。

Q2-30 【その他】解体工事業登録を受けているが、今回、解体工事業（もしくは、土木一式、建築一式）の建設業許可を受けました。解体工事業登録においてなにか手続きが必要ですか？

A2-30 建築一式工事業、土木一式工事業又は解体工事業を取得した場合は、登録した行政庁に通知書（様式第3）を提出する必要があります。

更新・業種追加について

Q3-1 更新の申請はいつから、いつまでできますか？

A3-1 引き続き建設業の許可を受けようとする方は、原則当該許可の有効期間満了の日の3か月前から30日前までに許可の更新の申請をしてください。

Q3-2 建設業の許可の有効期間を過ぎてしまったのですが、更新はできますか？

A3-2 許可の有効期間を経過したときは、更新の許可申請はできません。この場合、建設業の許可を受けようとするときは新規の許可申請になります。

Q3-3 更新の申請に当たって必要な書類は何ですか？

A3-3 必要な書類については、建設業許可申請の手引（申請手続編）の確認資料の申請区分5（更新）をご覧ください。

- ・更新申請書は、前回の申請書副本を参考にしながら作成してください。
- ・前回更新申請から変更箇所があれば変更届の提出が必要です。
- ・また、更新申請の際に、定款や株主（出資者）調書（様式第14号）に変更があれば提出が必要です。

Q3-4 更新に合わせて業種追加も1つの申請書にまとめて申請したいのですが、どうすればよいのですか？

A3-4 必要な書類については、建設業許可申請の手引（申請手続編）の確認資料の申請区分8（業追＋更新）をご確認ください。

- ・また、この場合の申請は、許可の有効期限の30日前までに本受付する必要があるの
で、必ず期間に余裕を持って書類を提出してください。許可の有効期限の30日前以降の本受付になる場合は、更新と業種追加の申請はそれぞれ別の申請に分けていただくことになりますので、ご注意ください。

Q3-5 一般建設業の新規許可を受けて3年後に業種追加の申請をしたいのですが、財産要件の確認を省略できますか？

A3-5 許可を受けて継続して5年以上の営業の実績があれば省略できますが、この場合は、5年に満たないため、改めて財産的基礎又は金銭的信用の確認が必要となります。

Q3-6 更新手続を忘れてしまいました。改めて、新規申請をする場合は、財産要件の確認を省略してもらえますか？

A3-6 省略できません。改めて財産的基礎又は金銭的信用の確認を行います。

Q3-7 特例浄化槽工事業の登録を受けているが、建設業の更新申請を行った場合、何か手続きが必要ですか？

A3-7 許可番号について、特例浄化槽工事業の登録の変更届を提出する必要があります。

Q3-8 【様式1】「許可の有効期間の調整」とはなんですか？

A3-8 業種追加や般特新規の申請と同時に、許可日が異なる現在有効なすべての建設業許可の更新申請をまとめて行うことにより、許可日を一つに統一することです。

・許可業種の追加によって業種ごとに許可の有効期間の満了日が異なると、更新手続きを失念したり、許可更新に係る申請手数料がその都度必要となります。それらを解決するために「許可の有効期間の調整」という制度があります。「許可の一本化」ともいいます。

Q3-9 【様式8】業種追加の申請をするのですが、営業所技術者等の資格免状の原本の提示は必要ですか？

A3-9 原本は不要です。資格免状の写しを提出してください。また、現在営業所技術者等となっている人で、新規申請の時や営業所技術者等の追加の時など既に資格免状の写しが提出されている場合は、写しの提出は省略することができます。

Q3-10 【様式8】監理技術者資格者証の有効期限が切れていても、資格や実務経験は認められますか？

A3-10 監理技術者資格者証の有効期限が切れている場合でも資格や実務経験は認められます。また、住所や所属建設業者名が古い内容であっても、資格や実務経験は認められます。

Q3-11 【様式8】技術検定試験に合格しましたが、合格証明書を受領した後でないとその資格の専任技術者として許可申請はできませんか？

A3-11 原則は、合格証明書により確認しますので、証明書の交付を受けてください。ただし、技術検定の合格後、合格証明書の交付までに時間がかかるため、**合格後6か月までの期間**においては、試験実施機関が発行する合格通知書により確認できるものとします。なお、合格証明書を受領した後は、合格通知書による確認はできません。（この取り扱い、建設業法「技術検定」の資格のみ認めています。）

Q3-12 【参考様式】営業所の確認資料は更新申請の場合も必要ですか？

A3-12 必要ありません。営業所の新設や変更を伴う場合（新規申請、許可換え新規申請、営業所の所在地変更、営業所の新設）に必要です。

変更届出について

Q4-1 申請している内容に変更があったときは、どのような届出が必要ですか？

A4-1 必要な届出については、建設業法による変更届等の手引（変更届出書編）P2 をご覧ください。

Q4-2 【役員等】新たに役員に就任した者がいますが、何を提出すればよいのですか？

A4-2 変更届出書（様式第 22 号の 2）、誓約書（様式第 6 号）、新たに役員に就任した者の住所・生年月日等に関する調書（様式第 12 号）、後見等登記事項証明書、身元証明書、（就任日が記載されている）登記事項証明書（履歴事項全部証明書）が必要になります。

・なお、各種証明書については、正本に原本を添付し、副本には写しを添付します。

Q4-3 【役員等】新たな役員の就任の変更届と同時に、申請書類（更新や業種追加など）を提出する場合、添付する後見等登記事項証明書や身元証明書は、1 部提出すればよいですか？

A4-3 変更届出書と申請書は、それぞれ別の手続きの提出書類になりますので、それぞれに提出が求められている各種証明書などは、どちらにも添付が必要です。

Q4-4 【役員等】役員を退任した者がいますが、何を提出すればよいのですか？

A4-4 変更届出書（様式第 22 号の 2）、登記事項証明書（履歴事項全部証明書）が必要になります。

・なお、退任した方が経營業務の管理責任者である場合は、経營業務の管理責任者を変更する必要がありますので、経營業務の管理責任者証明書（様式第 7 号）も提出してください。

・また、その方が営業所技術者等であって、同時に、非常勤となったり退社した場合には、営業所技術者等も変更する必要がありますので、営業所技術者等証明書（様式第 8 号）もあわせて提出してください。

Q4-5 【役員等・営技】役員や営業所技術者等の住所が変更になりましたが、変更届出書は必要ですか？

A4-5 変更届出事由にないため、必要ありません。

Q4-6 【役員等・営技】経營業務の管理責任者や営業所技術者等を変更したとき、どのような届出が必要ですか？

A4-6 経營業務の管理責任者証明書（様式第7号）や営業所技術者等証明書（様式第8号（1））を作成し、変更届出書を提出してください。これらの変更の届出は、変更の事由が発生してから14日以内に提出する必要があります。

Q4-7 【役員等・営技】経營業務の管理責任者や営業所技術者等を変更しましたが、変更届の提出を忘れていました。更新申請に現在の状況を記載すれば、変更届の提出を省略できますか？

A4-7 省略することはできません。更新は「既に受けている建設業の許可を、そのままの内容で申請する場合」の取扱いとなりますので、更新申請の前に変更届を提出しておく必要があります。変更届の提出期限を過ぎないように注意してください。

添付資料についての注意事項はQ4-3参照。

Q4-8 【営技】現在、1つの資格で複数の業種の営業所技術者等となっていますが、担当する業種を減らす届出をする場合、再度資格証の写しの添付は必要ですか？

A4-8 写しの添付は不要です。

・なお、営業所技術者等をやめた方が、再度営業所技術者等になる場合は、前回と同じ資格であっても、資格証の写しの添付が必要です。

Q4-9 【営業所】営業所を新設したときは、どのような手続が必要ですか？

A4-9 営業所を新設したときは、その営業所の令第3条の使用人を定めるとともに、営業所技術者等を置く必要があります。

・建設業法による変更届等の手引（変更届出書編）P2にある「営業所の新設」「営業所技術者等の追加」をご覧ください、変更届出書等を提出してください。

Q4-10 【その他】電話番号を変更しましたが、どのような手続が必要ですか？

A4-10 電話番号の変更は変更届出事由ではありませんが、連絡先は正しく登録されることが望ましいものであるため、様式22号の2に変更内容を記載の上、管轄の窓口までご提出ください。

事業年度終了届出について

Q5-1 事業年度終了届出書とはなんですか？

A5-1 事業年度終了届は、一年間の施工実績や財務内容をご報告いただくもので、事業年度終了後 4 か月以内に提出しなければなりません。複数年分をまとめて提出することのないように、提出期限を守ってください。

- ・建設業許可の更新申請の際には、前回申請から更新申請までの間の事業年度終了届出書が提出されていなければなりません。
- ・事業年度終了届出書の提出にあたっては、次のことに注意してください。
- ・事業年度終了届出書には納税証明書（原本、納付すべき額及び納付済額の記載のある証明書）を添付してください。課税額が無い場合であっても、納税証明書を添付してください。知事許可の場合は県税事務所発行の事業税の 税額の記載のある 納税証明書です。
- ・「事業報告書」は、株式会社の場合のみ、添付する必要があります。
- ・「附属明細書」（様式第 17 号の 3）は、資本金の額が 1 億円超又は貸借対照表の負債の部に計上した金額の合計額が 200 億円以上の株式会社は作成し、添付してください。

Q5-2 株式会社（特例有限会社を除く。）が事業年度終了届に添付する事業報告書の様式はどのようなものですか？

A5-2 事業年度終了届に添付する「事業報告書」は、会社法に定められた株式会社が「計算書等」として作成を義務づけられているものです。

- ・取締役が定時株主総会において提出してその内容を報告しなければならないとされている書類です。報告に用いた既に作成されている「事業報告書」の写しを添付してください。
- ・報告の内容は、会社法施行規則に定められ、公開会社や会計監査人設置会社などの会社の体制や社外取締役が設けられている場合にはそれぞれ記載すべき事項が定められておりますが、非公開会社の場合は、当該株式会社の状況に関する重要な事項のみを記載することとされています。詳しくは、「計算書等」を作成された会計士等にお尋ねください。

Q5-3 事業年度終了届出書の様式第 2 号「工事経歴書」における業種ごとの振り分けについて、公共工事を受注した場合は、発注業種で振り分ければよいですか？

A5-3 必ずしも発注業種が建設業法上の業種とは限りません。 請け負った工事内容をよくご確認いただき建設業法に合致する業種に振り分けて記載してください。

Q5-4 様式第2号「工事経歴書」の工事名の欄は、契約書記載の工事名を記載すればよいですか？

A5-4 基本的には契約書等に記載の工事名で構いませんが、工事内容が明確でない場合があります。そのようなときは、当該業種の工事であることが分かるよう補記していただくようお願いします。

廃業届出について

Q6-1 全部廃業の廃業届を提出したいのですが、事業年度終了届や変更届に未提出のものが
あります。廃業届だけ受け付けてもらえますか？

A6-1 全部の業種を廃業する場合は「廃業届」（様式第二十二号の四）のみの提出で足り
ます。未提出の変更届等の提出は不要です。

Q6-2 許可業種のうち一部の業種をやめたときは、どのような届出が必要ですか？

A6-2 「一部廃業」の届出が必要です（様式第 22 号の 4）。また、一部廃業の届出の際に
は、その業種を担当する営業所技術者等を削除する届出書（様式第 22 号の 3）や、変
更届出書第一面・第二面（様式第 22 号の 2）が必要です。

Q6-3 許可が失効してしまいました。廃業届を提出する必要はありますか。

A6-3 必要ありません。

その他

Q7-1 許可申請書は閲覧できますか？

A7-1 閲覧場所や受付時間、閲覧できる書類については、愛知県 Web ページの「6. 閲覧制度について」をご覧ください。なお、デジタルカメラ等で許可申請書等を撮影することはできません。

※6. 閲覧制度について

<https://www.pref.aichi.jp/site/kensetsugyo-fudosangyo/etsuran.html>



Q7-2 建設業者に行政処分がないか知りたいのですが。

A7-2 建設業法に基づく行政処分については、国土交通省 Web ページの「ネガティブ情報等検索サイト」のページをご覧ください。

※ネガティブ情報等検索サイト

<https://www.mlit.go.jp/nega-inf/>

Q7-3 入札参加資格申請に関して質問があるのですが。

A7-3 建設総務課（契約第一グループ）の Web ページをご覧ください。
（電話番号：052-954-6608(直通)）

Q7-4 大臣許可の申請はどうすればよいのですか？

A7-4 直接、国土交通省中部地方整備局 建政部建設産業課（電話番号 052-953-8572）に提出してください。

Q7-5 個人事業から法人成りする予定なのですが、どのような手続は必要ですか？

A7-5 建設業許可を受けて営業している個人事業主が事業を法人化し、新たに法人としての建設業の営業を行う場合は、個人の許可について廃業届を提出し、法人として新規申請を行います。（許可番号は、新たに付与されます。）

※個人事業主として営業を継続しながら法人を設立し、法人との間に事業譲渡契約を締結する場合、建設業の許可を承継する認可を受けることができます。（許可番号は、従前の番号を引き継ぎます。）

<承継申請時の注意！>

- ②認可申請を行う場合は、事業譲渡の日より前に認可通知を受ける必要があります。そのため、**事業譲渡日の3カ月前**を目処に申請窓口まで事前にご相談ください。
- 事業譲渡の日までは個人事業主として営業を続ける必要**があります。（個人事業主としての許可要件を譲渡の日まで保持しなければならないため。）

Q7-6 受付済みの申請書や届出書の内容に誤りがあったので修正したいのですがどうすればよいのですか？

A7-6 受付後、閲覧に供している書類については、修正や差替をする際に、訂正・差替願の提出が必要となります。提出部数は1部です。修正をする副本も持参してください。

- ・なお、受付したばかりで、まだ閲覧に供していない場合については、訂正・差替願の提出は不要です。窓口で修正や差替をしてください。
- ・また、内容によっては修正や差替ができない場合（経営事項審査を受けた後の当該事業年度終了届出書の修正や差替など）があります。
- ・閲覧に供しているかどうかや、修正や差替ができるかどうかについては、管轄の窓口へお問合せください。
- ・訂正差替願の様式は建設業許可様式ダウンロードページにあります。

※建設業許可様式ダウンロード

<https://www.pref.aichi.jp/site/kensetsugyo-fudosangyo/dl-page-kyoka.html>

